

## 改正火災予防条例

十月一日から施行

六月の定例市議会で議決をみた、日光市火災予防条例の改正条例が、一部を除き、十月一日から施行されます。

日光市火災予防条例の改正は最近の生活様式の変化や新しい器具の登場と、各種の火災事故が改正されたことによって、本市条例も全面的な改正を行つたものです。

改正条例は、内容によつて適用期日なども違ひ、その全部をここでは説明できませんが、全般に、これまでの防災義務を強化すると共に、新しい基準が設けられています。

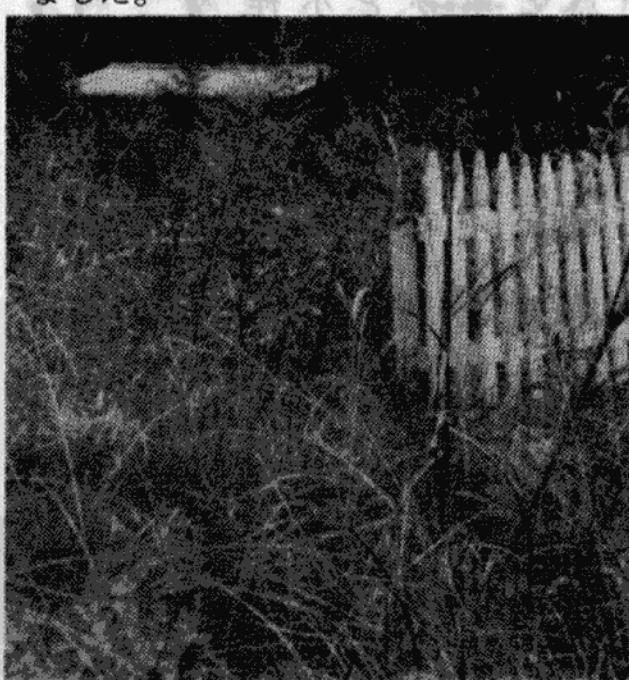
内容のおもな事項をみると、次のようなものがあります。

〔一般家庭に対するもの〕

- ①枯れ草などを放置した空地の所有者は、これらの除去が義務づけられました。
- ②石油・ガソリン・重油などの危険物は、指定数量の五分の一以下には無かつた貯蔵取り扱い基準が、新たに定められました。
- ③移動式石油ストーブなどは昭和五十二年九月三十日までに

### 空地の枯れ草は刈り取る義務が

火災予防のため、空地の所有者は、枯れ草を刈り取ることが義務づけられました。



事業所などに対するもの

①火を使用する設備の安全強化。例えば、燃料タンクの板厚の整備、指定数量以下のボイラの技術上基準の強化、給湯・湯沸かし設備基準の強化などが図られました。

②人の使用に関する制限の強化。例えば、溶接作業を行う場合の火気制限、劇場などに危険物の持ち込み禁止と、その旨の表示義務など。

③指定数量未満の危険物の貯蔵と、取り扱いの強化。例えば

貯蔵や取り扱いの場合の空地の合理化、室内の場合の内装制限、移動タンクの基準の新設などです。

住居や店舗・工場などを新・改築する際は、建物の設計を決める前に、消防署にご相談ください。

### 心配ごと相談所 高齢者職業

7日	小来川支所
14日	清滝公民館
21日	稻荷町公民館（人権行政合同相談）

※時間は午前10時から午後3時

### 一般の参加もどうぞ

#### 第4回

### 日光市社会福祉大会

毎年開いている大会で、今年で

社会福祉の向上を目指して、

表彰

■栃木県河川愛護連合会長表彰  
日光市河川愛護会石屋町支部  
(奥村庄一郎支部長)

○参加申込 九月二十日までに  
市福祉事務所へ。

十九日に 長寿会

四回目です。  
一般の方々も、ぜひ参加してください。

### 9月15日は『敬老の日』です



敬老は何をせずともこれが最高

### きれいな川は郷土の誇りです



### 『河川愛護月間』

<日光市河川愛護会>